

お知らせ：令和6年4月2日より変更となります。

**建築士事務所の登録、登録簿の閲覧、証明書の発行は、（一社）奈良県建築士事務所協会へ**

奈良県は、建築士法第26条の3第1項の規定に基づく指定事務所登録機関として、一般社団法人奈良県建築士事務所協会を指定しました。

令和6年4月1日まで奈良県で行う下記業務について、令和6年4月2日より一般社団法人奈良県建築士事務所協会が行います。

【業務内容】

- ◆ 建築士事務所の登録事務（新規、更新）
- ◆ 建築士事務所の変更の受理
- ◆ 建築士事務所の廃業等の届出の受理
- ◆ 建築士事務所登録簿の閲覧事務
- ◆ 建築士事務所の登録証明書の交付事務

【手数料】

| 種 類                 | 手数料の額   |
|---------------------|---------|
| 一級建築士事務所の登録申請手数料    | 16,500円 |
| 二級・木造建築士事務所の登録申請手数料 | 11,000円 |
| 建築士事務所登録証明書発行手数料    | 500円    |

※ 登録申請手数料、証明書発行手数料は、現金及び銀行振込による納入となります。

※ 奈良県収入証紙では納付できませんのでご注意ください。

【その他】

※ 申請書様式については、奈良県ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.nara.jp/3737.htm>

登録申請等に係る問合せ先

**一般社団法人奈良県建築士事務所協会**

〒630-8115 奈良市大宮町二丁目五番七号 奈良県建築士会館

TEL 0742-34-8850

